主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人樺島益生の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年七月二四日

最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 長 谷 | : ЛГ | 太一       | 郎 |
|--------|-----|------|----------|---|
| 裁判官    | 井   | 上    |          | 登 |
| 裁判官    | 島   |      |          | 保 |
| 裁判官    | 河   | 村    | $\nabla$ | 介 |